

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進して いく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書（外来・入院医療費明細書）を無料で発行することとしております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますのでその点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

地域一般入院基本料（15対1）・・・1日につき1,628円（税込）

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

◎重傷者病室に入院されている方

◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者

◎脊髄損傷等の重度障害者

◎人工呼吸器を使用されている方

◎人工透析を週2回以上実施されている方

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

入院中の食事負担額について

入院中の食事負担額は、1食490円です。

ただし、次の1～4のいずれかに該当する患者様は、以下の金額に軽減されます。

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 1 市町村民税非課税の世帯に属し、負担額の減額認定を受けている場合 | 》1食230円 |
| 2 区分Ⅱの減額認定を受けている場合 | 》1食230円 |
| 3 過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 | 》1食180円 |
| 4 区分Ⅰの減額認定を受けている場合 | 》1食110円 |

※上記1～4のいずれかに該当する患者さまは、加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療制度は居住地の市町村）の発行する減額認定証を、保険証に添えて入院窓口に提出してください。

※詳しくは、加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療制度は居住地の市町村）までお問い合わせください。

※この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。

※当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出による食事の提供を行っております。

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。